

まあ、よんでみて！

発行：(社)大阪府理学療法士会 障害者保健福祉部
〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-4-12-301 TEL 06-6942-7233
E-mail: disabled@physiotherapist-osk.or.jp
印刷所：身体障がい者支援施設 大阪ワークセンター
〒594-0031 和泉市伏屋町5-10-11 TEL 0725-57-0883

第24号

発行日 2014年 2月

今号の特集は、アンプティサッカーです。

チーム「関西Sete Estrelas」の紹介とともに、様々なかたちでチームに関わり活躍している理学療法士の増田監督の活動をご紹介します。

また、障害者自立支援法の一部を改正し、平成25年4月より施行されている、「障害者総合支援法」について、改正のポイントを中心にをご紹介します。

目次:

アンプティサッカーの紹介	1
アンプティサッカーとは	1
「関西Sete Estrelas」の紹介	2
理学療法士の関わり	3
障害者総合支援法について	5

アンプティサッカーの紹介

アンプティサッカーとは

アンプティサッカーとは主に上肢、下肢の切断障害を持った選手がプレーするサッカーで、競技は国際アンプティサッカー連盟(WAFF)が統括しており、日本でのアンプティサッカーは日本アンプティサッカー協会(J-AFA)が統括しています。

アンプティサッカーは1980年にアメリカで始まり、もともとは負傷した軍人のリハビリ目的で行われたスポーツです。現在では世界で20以上



の国々でアンプティサッカーが行われています。アンプティサッカーの世界カップも開催されており、2年に1度の割合で開催されています。(サッカーは4年に1度)アンプティサッカーワールドカップは1998年に初めてイングランドで開催され、2012年には第9回大会をロシアで開催されています。日本は、第8回のアルゼンチン大会、第9回のロシア大会に参加しています。

日本でのアンプティサッカーは2010年に普及活動が開始され、日本初のアンプティサッカークラブが誕生し、日本アンプティサッカー協会の設立、第8回アンプティサッカーワールドカップアルゼンチン大会に初出場しました。現在、全国でのアンプティサッカーの競技人口は約50人、クラブチーム数は6チーム(関東や関西、九州や広島)あり、急激に普及や認知度は高まっています。年に1回、日本一のアンプティサッカークラブを決める日本選手権を行なっています。今年で第3回目となります。

まあ、よんでみて！

☆ルール

- ・7人制競技
- ・フィールドプレイヤーは基本的に下肢切断者、ゴールキーパーは上肢切断者が担当
- ・切断側の四肢を使用することは禁止
- ・フィールドプレイヤーは移動のためにクラッチ(基本的にロフストランドクラッチ)を使用するが、このクラッチをボール操作に使用することは禁止(ハンドとなる)
- ・オフサイドルールは適用されず、タッチラインをボールが割った場合はキックインでゲームが再開
- ・選手交代は何回でも可能
- ・試合時間は前後半25分の、計50分で、ハーフタイムは、その間の10分間

アンプティサッカーチーム「関西Sete Estrelas」の紹介

日本アンプティサッカー協会の関西支部である「関西Sete Estrelas」は、代表者である川合裕人さんが中心となり、大阪など関西を拠点に活動するチームとして2012年の1月29日に創立された唯一の関西のアンプティサッカークラブです。ピッチでプレーをする7人の選手たちが星のごとく輝くようにと願いを込められてその名前が付けられました。2012年ロシアで開催されたアンプティサッカーワールドカップでは、当チームより川合裕人さんと富岡忠幸さんの2名が日本代表選手として選出されました。



- ・所属メンバー：選手10名、

理学療法士など国家資格を持ったスタッフなど15名が所属

- ・練習頻度：基本月2回(他、講演会活動や、遠征、イベント参加を不定期に行う。)
- ・練習場所：大阪ではキャプテン翼スタジアム新大阪(スポンサー)、岸和田ダイヤモンドフットパーク
その他、兵庫や滋賀、岐阜や三重県でも練習を行なっている。
- ・その他：小学校などの教育機関での講演会や体験会や、障害者サッカーイベントの開催・運営、大会への参加を行なっている。

☆チームホームページ

<http://www.sete-estrelas.com/>

代表兼選手の声 川合裕人

私はこのアンプティサッカーと出会いいろんな面で前向きに考えられる様になりました。この競技に出会う前までは、自分は障害者と思われたくない。義足を見せたくない。人の沢山いる場所には外出したくないなどネガティブな考え方しか出来ませんでした。

しかし、この競技をやり始めたら全て気持ちが180度変わり私は障害者であり障害者ではない。健常者と同じなんだ！という気持ちにかわったのです。これがアンプティサッカーなんです。まだまだ認知度は低いこの競技ですが、だから小学校への講演会や各種イベント参加、いろんな所へ普及活動を行っています。まず体験して実際にアンプティサッカーをやって頂くのが1番分かりやすいので、是非、Seteの練習や試合などに見学に来て頂きたいです。アンプティサッカーの魅力が伝わるはずですよ。

みんなで広げましょう！アンプティサッカーを！



監督の声 聖愛クリニック 理学療法士 増田勇樹

私がアンプティサッカーに関わる事になったのは、キャプテンでもある川合裕人がアンプティサッカーを普及させる為に泉州地域の各病院にチラシを配っている時に、当時私が働いていた病院で偶然出会った事がキッカケでした。当初は、何か手伝えることがあればというくらいの気持ちで関わりましたが、今では監督とトレーナーも兼任しており、当初では考えられない位の関わりをしています。アンプティサッカーに関わってからは練習メニューの作成や試合での采配はもちろんですが、スポンサーを含めた企業とのやり取りや、イベントの運営、各学校への講演会など、普段の理学療法士としての仕事だけでは体験することの出来ないような事を体験していると実感しています。

理学療法士として、障害予防やパフォーマンスの向上、コンディションの維持をするためにはどうしたらいいか、サッカーのスキル面だけでなく身体機能面でのトレーニング内容や評価も含めて、十分に関わっていく必要性を感じるだけでなく、そこで新たに気づくことや学ぶことが多いように思います。

アンプティサッカーを实际体験してみると本当に激しいスポーツと感ずることが出来ます。またワールドカップで、世界で勝つ為には選手やサポートする人、周りの環境も更にレベルアップする必要があります。選手はトップアスリートとしての自覚を、支える私たちもトップアスリートのサポートをしているという自覚をそれぞれ持つ必要があると考えています。

障害の有無に関わらずチームとして、選手・スタッフが一丸となって同じ目標に向かって進んでいく、そんな戦う集団を私たち「関西Sete Estrelas」は目指し日々活動をしていますので応援よろしくお願ひします。

まあ、よんでみて！

参加者の声 森ノ宮医療大学 前田薫

平成25年10月6日(日)、夕方6時から、新大阪駅すぐ横のキャプテン翼スタジアムで、アンプティサッカーのチームである「関西Sete Estrelas」の定期練習に、私は大学生2名とともに参加しました。

私たちは、選手チームを相手として、試合形式の練習に参加させてもらいました。選手は、杖での移動とは思えないくらい素早く移動し、片脚で正確なパスと強いシュートを放ちます。この大阪のチームには、アンプティサッカー日本代表の選

手が2名いますが、素人目にも、すごい動きをしていました。

選手の持久力は、健常者チームの人間よりも、はるかに優れていました。私は、10分間程度プレーしただけで、グラウンドに倒れ、しばらく立ち上がりませんでした(まともにスポーツをしたのは、約10年ぶり)。学生は、スポーツのブランクが私よりもずっと短いからだと思いますが、結構、動けていました。

選手の身体能力や技術が、両手両足がある素人よりも優れている理由は、何も難しいものではありません。彼らは、アスリートなのです。選手は、皆、職業を持ち、義手や義足を着けて自立した生活を送っています。そして、サッカーの時には、その義肢を外し、プレーヤーとなるのです。よって、私たち両手両足がある人々が、杖を持って片脚立ちでプレーするのと、なんら変わりはないのです。

一方、アンプティサッカーは、まだ有名なスポーツではありません。選手の募集や練習場を使用するための費用など、多くの苦労があるとのこと。同チームの増田監督(理学療法士)から、「アンプティサッカーを1人でも多くの人に知ってもらいたいので、是非、練習を見に来てください」とコメントがありました。興味・関心をお持ちの皆さん、是非、次の練習に一緒に行きましょう！

告知

大阪で関西初のアンプティサッカーの公式戦を行いますので是非見に来てください！

名称：Copa Amputee Kansai

開催日：2014年6月1日(日)

会場：キャプテン翼スタジアム新大阪(〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原3-1)

主催：特定非営利活動法人日本アンプティサッカー協会(JAFA)

共催：関西Sete Estrelas



障害者総合支援法

平成23年7月に成立した改正障害者基本法を踏まえ、障害者自立支援法の一部を改正し、平成24年6月に成立され、平成25年4月に施行されている。この法は、応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法から、制度の谷間のない支援の提供や個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するためのものである。障害者自立支援法からの主な改正点は以下のとおりである。

・基本理念・目的

「自立」から「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、目的実現のために障害福祉サービス支援に加え、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととされている。

・障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応)

制度の谷間を埋めるため、「一定の難病等」が加えられた。この「一定の難病等」とは、「厚生労働大臣が定める難治性疾患」の対象である130疾患と関節リウマチとされている。

・障害支援区分の創設

「障害程度区分」から障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められた。

※知的障害者・精神障害者の特性に応じて認定が行われるよう適切な配慮等を行う。

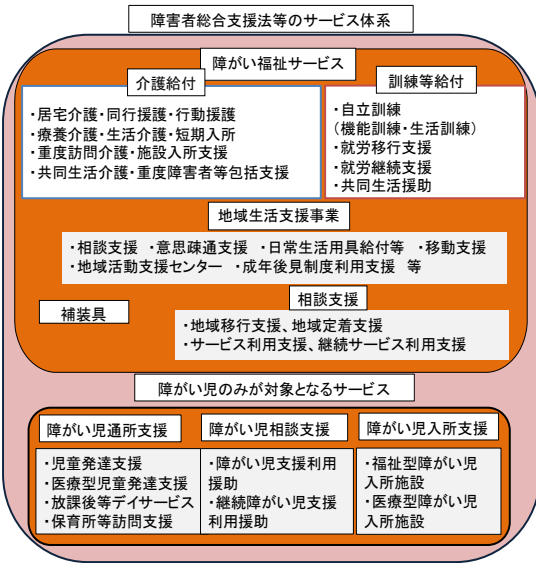
・障害者に対する支援

- ①障害者に対する支援として、重度肢体不自由者が対象であった重度訪問介護を厚生労働省令で定めるものにも利用対象が拡大(重度知的障害者及び精神障害者)された。
- ②高齢・重度障害者の地域移行を促進するため、また住み慣れた地域での住まいの場の確保の観点から、共同生活介護(ケアホーム)を共同生活援助(グループホーム)に一元化された。
- ③地域移行支援においては、施設入所障害者及び精神科入院の精神障害者の対象から「地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者」にも対象が拡大された。
- ④障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等の地域生活支援事業が追加された。

・検討規定

障害福祉サービスのあり方や支給決定のあり方等幅広い内容について、法律の施行後3年を目途に検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることが規定されている。

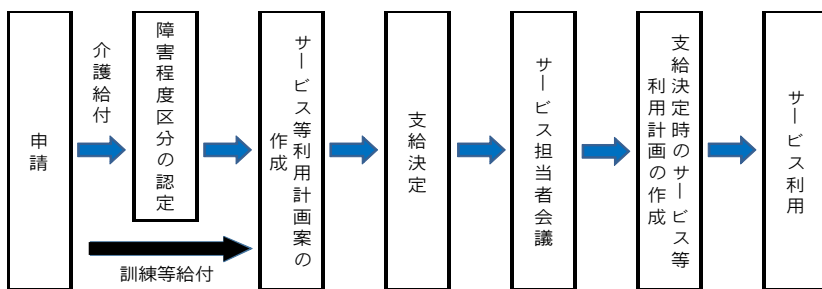
障害者総合支援法に基づくサービス



居宅介護や重度訪問介護、行動援護、療養介護等のサービスを行う「介護給付」、自立訓練や就労移行支援、就労継続支援等を行う「訓練等給付」、サービス等利用計画の作成等を行う「計画相談支援給付」、地域移行・地域定着を支援する「地域相談支援給付」、更生医療や育成医療等の「自立支援医療」、「補装具費の支給」、意思疎通支援、日常生活用具給付、移動支援等を行う「地域生活支援事業」があり、これらにより障害者を支える総合的な支援システムを構築している。

手続き

サービスの利用を希望する者は、市町村の窓口申請し障害程度区分について認定を受ける。市町村は、サービスの利用の申請をした者に対して、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求める。利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、市町村に提出する。市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定する。



「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催し、サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成する。その後サービス利用が開始される。

利用者負担

区分	世帯の収入状況	負担上限月額(者)	負担上限月額(児)
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円
一般1	市町村民税課税世帯 ・所得割16万円未満(者) ・所得割28万円未満(児)	9,300円 ※入所施設利用者(20歳以上)、 グループホーム・ケアホーム利用者 は一般2になります。	通所支援、居宅介護 等利用の場合
			入所施設利用の場合
一般2	上記以外	37,200円	

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯範囲
18歳以上の障がい者	障がいのある方とその配偶者
障がい児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

これまでの難病患者等居宅生活支援事業では、利用者世帯の生計中心者の所得税額により負担額が決められてきたが、これからは世帯の市町村民税額による負担額となる。